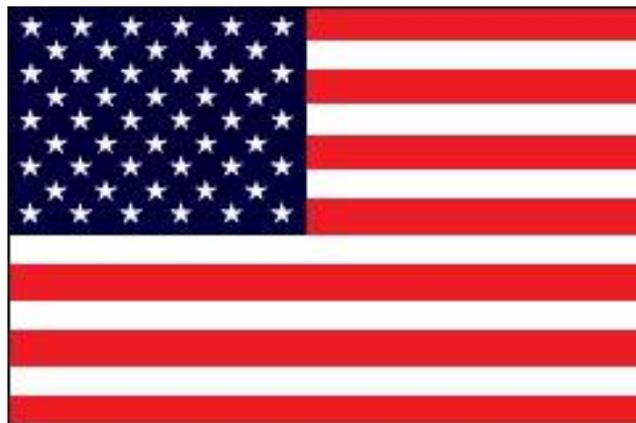


米国ビザについて最新情報
No. 1 (非移民ビザ編)



<http://www.usavisa.jp/>

目次（非移民ビザ編）

0. アメリカの移民法と最近のビザ事情
 - ① 米国の移民法と移民政策
 - ② 9.11同時多発テロ事件による影響
 - ③ 米国ビザの取得・維持
 - ④ 移民弁護士の必要性
 - ⑤ ビザ取得前のご注意

1. 米国ビザの種類

2. 短期出張、観光ビザ
 - ① 短期出張、観光ビザ(B-1/B-2)の現状
 - ② 短期出張、観光ビザ(B-1/B-2)申請必要書類

3. 学生ビザ
 - ① 学生ビザ(F/M)の現状
 - ② 学生ビザ(F/M)申請必要書類

4. 交流訪問者ビザ
 - ① 交流訪問者ビザ(J)の情報
 - ② 交流訪問者ビザ(J)申請必要書類

5. 貿易・駐在・投資・就労ビザ
 - ① 貿易家、投資家、駐在員ビザ(E-1/E-2)の現状
 - ② 貿易家、投資家、駐在員ビザ(E-1/E-2)申請必要書類
 - ③ 企業内転勤ビザ(L)の現状
 - ④ 企業内転勤ビザ(L)申請必要書類
 - ⑤ 特殊技能職ビザ(H-1B)の現状
 - ⑥ 特殊技能職ビザ(H-1B/)申請必要書類

6. 婚約者・配偶者ビザ
 - ① 婚約者・配偶者ビザ(K-1/K-3)の情報
 - ② 婚約者・配偶者ビザ(K-1/K-3)申請必要書類

7. その他のビザ
 - ① 報道関係者ビザ(I)の現状
 - ② 報道関係者ビザ(I)申請必要書類
 - ③ 卓越能力者ビザ(O)の現状
 - ④ 卓越能力者ビザ(O)申請必要書類

- ⑤ スポーツ選手・芸能ビザ(P-1/P-2/P-3)の現状
- ⑥ スポーツ選手・芸能ビザ(P-1/P-2/P-3)申請必要書類
- ⑦ 国際文化交流ビザ(Q)の現状
- ⑧ 国際文化交流ビザ(Q)申請必要書類
- ⑨ 宗教活動家ビザ(R)の現状
- ⑩ 宗教活動家ビザ(R)申請必要書類

8. 弁護士申請サポートサービス

- ① 2ステップシステム
- ② ビザ・永住権相談サービスについて
- ③ ビザ・永住権相談サービスの流れ
- ④ ビザ・永住権相談費用

9. お問い合わせ・お申込み

各ビザ申請時必要書類に関してのご注意

領事は各申請者の具体的な意志、家族の状況、自国での長期的な展望や将来の見込みなどを含めて様々な角度から検討します。各事例が個々に審査されますので、補足書類は個人の背景や状況によって異なります。

重要：決して不正な書類を提出しないでください。

*虚偽記載もしくは不実記載をされると、ビザ申請資格を永久に失うこととなります。

*英語以外の書類には翻訳が必要です。

情報は2019年10月時点の情報です。

必要書類は随時変更される場合がございますので、申請時には最新情報を必ずご確認ください。

アメリカの移民法と最近のビザ事情

米国の移民法と移民政策

米国は200年以上前に建国されて以来、劇的に歴史が変化してきました。この変化に伴い、米国の移民政策は米国をもとより、世界の経済的、政治的状況を反映して進展、変化を重ねてきました。

20世紀後半までの米国の移民政策は、人口密度が低く、国を発展させるための労働力拡充の必要性から、極めて開放的でした。近年、ますます増加する不合法滞在者・就労者およびテロリストに対応するため、米国の移民政策は頻繁な移民法の改定により、複雑かつ制限的になってきました。米国の国内法の中でも、移民法ほど複雑で絶えず改法がなされている法律はありません。

これらのことから、ビザ取得という目標を効率的に達成するためには、米国の移民法および規則をしっかりと把握することが一層重要となり、事前に専門家との相談の上で長期的な計画を立て、万全の準備のもとに対応する必要が出てきました。

9.11同時多発テロ時事件による影響

2001年9月11日の同時多発テロ事件後、米国の移民政策は大きく変貌しました。

1 移民局

移民局が改編され、管轄が司法省から新しく設立された国土安全保障省に移行されました。国境警備と移民審査の2つの局に分けることでそれぞれの機能が強化され、名称もINS (= Immigration and Naturalization Service) ⇒ BCIS (=Bureau of Citizenship and Immigration Services) ⇒ USCIS (=U.S. Citizenship and Immigration Services) へと目まぐるしく変わりました。

2 US-VISITシステム

また、ブッシュ大統領がPATRIOT Act (=The Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism (USA PATRIOT) Act of 2001) にサインし法案化され、テロリズムの定義が拡大化され、入国拒否や国外追放規定を助長する政策が始まりました。

特に、US-VISITシステム (=The U.S. Visitor and Immigrant Status Indication Technology system、生体認証バイオメトリクス監視システム) の導入の影響は大きく、デジタル顔写真・デジタル指紋・あるいは虹彩等、少なくとも2種類の生体情報の確認による出入国管理を行うことで、合法的な訪問者には入国を容易にする一方、不法に入国しようとする者には生体認証で書類の真偽を見極め、安易な入国が阻止されるようになりました。

これに関連して、ビザやパスポートにもバイオメトリクス (生体情報) への切り替えが適用または進められています。そのため、ほぼ全てのビザ申請者に対しては面接が義務付けられることになり、出入国の際にも生体情報を採取されるようになり、更にビザウェーバーでの入国者に対しても出入国の際の生体情報採取の実施が進められております。

また、ビザ免除プログラム参加27カ国に対してバイオメトリクス対応のパスポート (IC旅券) の導入が要求されております。日本では、2006年より導入されております。

3 データベースの改良

様々な機関との連携によるデータベースの改良により、データベース上で身元照会の対象となると米国政府関係省庁からクリアランス (SAO =Security Advisory Opinion) を受けなくてはなりません。たとえば「NCIS (=National Crime Information Center)」は、過去の逮捕歴を瞬時に識

別するFBIが管理する逮捕歴データベースで、最終的に無罪になったとしても「逮捕歴あり」ということで身元照会の対象となります。

また、Mantisプログラムは、軍事など米国外へ流出させてはいけない技術への転用を阻止するためにTechnology Alert Listに基づく技術者の身元を照会するデータベースで、民事の技術であっても軍事目的に転用できる技術をもつ場合は対象となります。Technology Alert Listは10ページに及ぶ広範なもので、身元照会となった場合はクリアランスまで時間がかかりますので技術系のビザ申請者は注意が必要です。

米国ビザの取得・維持

米国の法律の中でも、移民法ほど複雑で、絶えず改法がなされている法律はありません。時には事前の公示なく規定が変更される場合もあります。よって、以前は簡単に取得できたビザでも現在では取得が非常に困難になっている、あるいは発給要件が変更されているなどのケースが多くあります。

当事務所では、誤った、あるいは不十分な知識に基づいて行動を起こしたために、ビザ申請を却下された、アメリカ入国を拒否された、強制送還されたなどの問題にあった方々からの相談を受けています。このような問題は、職務を果たす上での深刻な障害や金銭的問題などを引き起こし、人生設計をも狂わすこともあります。

しかしこのような悲劇は事前に回避できるかもしれません。

ビザ取得・維持という目標を達成するためには、米国の移民法および規則、ビザの発給傾向をしっかりと把握する必要があります。まずは米国で行動を起こす前に（または後であってもなるべく早くに）、知識が豊富で経験豊かな専門家に相談をし、ビザ申請者ご本人もしくはご家族の長期的な計画をしっかりと立て、万全の準備のもとに対応することが重要です。

当事務所は日本では数少ない、このようなニーズに応えることのできる法律事務所です。

弁護士の必要性

日本の方が米国ビザを取得できるかどうかは、法律的な地位の問題であり、これに関わる相談やサポートは、「法律事務」として弁護士の職務領域となります。さらに、米国ビザの問題については、移民局や米国大使館に厳しく裁判等の対応をできるのみでなく、同時に良きアドバイザーでありコンサルタントであり、セキュリティである米国移民弁護士の力が不可欠といえます。

それでは、なぜ日本の弁護士だけでなく、アメリカビザを専門とする移民弁護士のサポートが必要なのでしょう。理由として主に以下の5点が挙げられます。

1. アメリカビザの申請却下は、将来の米国入国に影響を及ぼす深刻な問題です。

ビザ申請を却下された場合、将来ビザの取得が困難になる場合があります。

特に、却下されてから間もない場合、再度の申請が成功する確率は一般的に低いと考えられます。また、申請却下の回数を重ねる度に、「米国に滞在するに相応しくない」と判断されたという記録が米国当局に残り、ビザが取得できる確率はさらに低下していきます。

また将来短期間の米国旅行や出張でも、必ずビザを取得しなければならなくなる可能性があります。

2009年1月から電子渡航認証システムが導入されたことにより、アメリカビザの却下を受けた場合、渡航認証登録を拒否されることが多くあります。拒否になりますと今後1日の観光であっても、ビザを取得しなければならなくなります。

これによりビザ申請を一度で確実に成功させる重要性がさらに高まったと言えるでしょう。

2. ビザ申請には、移民審査官・領事を納得させる書類の提出と説明が不可欠です。

前述の通り移民法は複雑化していますので、形式的な申請書類を提出するだけでは不十分な場合も少なくありません。あなた様の主張や申請内容を米国当局に証明するためには、適切な資料を任意で提出し、対応を行う必要があります。

ビザ申請代行を行っている会社等では対応に限界がありますが、専門知識と経験を有する移民法の弁護士であれば、申請者に有利な形でビザ申請を準備することが可能です。

3. 米国当局の判断は全て法律に基づいており、日本的な常識は通用しません。

米国当局の判断には、日本の常識では理不尽とさえ思えるものが少なくありません。米国大使館・領事館、入国審査官、移民局などの審査・判断は、全て法律に基づいて行われるため、日本では通用する曖昧な物言いや、嘘も方便といった通念が、意図的な虚偽と見なされ米国入国を一切禁じられるなど、深刻な問題を引き起こすケースが数多く見受けられます（驚くべき事例が多数あります）。

移民法上の問題の回避・解決には、法律的な観点に基づく分析および対処が必要になります。

しかし移民法の知識を持たない個人や申請代行会社が、米国当局に却下理由の詳細説明を求め、異議申立て等を行うなどの手続きを行うことは困難と言わざるを得ません。

強制送還、入国拒否のケースには誤解に基づくものもあります。

この背景には、前述の通り、ビザ発給や入国管理などの審査・判断は全て法律に基づいて行われるため、杓子定規になりがちことがあります。また、担当者の裁量の幅が大きく、担当者のミスや先入観が結果を左右することがあることも重要な事実です。

ビザ発給や入国管理などの審査・判断は、合議制ではなく1人で行われます。

誤解とはご自身による誤解と当局担当官による誤解です。

このような誤解をしてしまった、誤解を受けた、あるいは実際に罪を犯してしまった方々ほどここに問題解決を依頼すればよいのでしょうか。ビザの申請を代行した旅行社でしょうか、それとも米国大使館でしょうか？

実際にはアメリカを専門とする移民弁護士以外に対処できることはありません。強制送還、入国拒否を受けた場所または空港管轄の移民局に対して、調査、免責や裁判などの手続きをとる必要があるためです。

ただし、このようなケースにおいては問題が解決するまで米国に入国できませんので、日本で必要なサポートを得る必要があります。米国に入国することができなくなった方々が、米国にいる移民弁護士と面会することもできずに泣き寝入りをしている例が多くあります。

4. ビザを取得していても強制送還や入国拒否等のビザトラブルに巻き込まれることが多くあります。

残念ながら、ビザを取得すれば万事安全ということはありません。しかし移民弁護士を通してビザ取得していれば、あなた様の状況を既に把握している弁護士が、問題に即対処することができます。

例えばアメリカ入国時に問題が生じた場合、通常であればそのまま日本に戻る以外の選択肢がないところ、ビザ申請を担当した移民弁護士の助けを得ることができます。米国に安心して入国や居住をするには弁護士の協力が必要不可欠なのです。

5. ビザを取得し、米国に長く滞在する場合には米国政府に対して行わなければならない一定の義務が生じます。

この義務を知らなかったばかりに、その後のビザの延長や変更に支障をきたし、最悪の場合はビザの取消しになる場合もあります。弁護士はビザ取得後の米国滞在において果たすべき義務や注意事項を説明し、米国滞在中も引き続きケアを行うことが可能です。

ビザ取得前のご注意

移民法は常に改定されています。時には規定の変更に関して、事前に何も公開されずに施行される場合もあります。よって、以前は簡単に取得できたビザが今回、申請する時においては取得が非常に困難になっている、あるいは取得条件が変更している等の問題が多く発生しております。

過去のビザ取得者の経験、意見を尊重されることも必要ですが、危険な場合もあることを先ずご理解下さい。米国ビザの申請においては米国の移民法を理解した上で次の5原則を守ることがビザ取得の可能性を高め、また、ビザトラブルにおいては解決への道となります。

1「誠実に」 2「正直に」 3「率直に」 4「虚偽をしない」 5「小細工をしない」

当事務所にご相談いただきます際には、どうかこの5原則を念頭に置いてご相談いただきますようお願い申し上げます。あなた様の経歴や状況が移民法上の問題になる場合は、弁護士は事前に注意を促し、移民法について丁寧に説明した上で、あなた様にとって最良の選択肢をご提案いたします。

所長弁護士
上野 潤

種類別：米国ビザ

ビザの種類を表しているアルファベットや数字は単なる便宜上の記号であり意味はありません。

(非移民ビザ)

Aビザ : 外交・公用	Mビザ : 職業訓練生 (専門学校)
B-1ビザ : 短期出張・商用	Oビザ : 卓越能力者 (芸術、科学、スポーツ、ビジネス)
B-2ビザ : 短期観光	Pビザ : スポーツ選手、芸能人
Cビザ : 通過 (乗継旅行者)	P-2ビザ : 交換制度上の芸術家・芸能人
Dビザ : 乗務員 (クルー)	P-3ビザ : 文化的芸術家・芸能
E-1ビザ : 貿易駐在員	Qビザ : 国際文化交流訪問者
E-2ビザ : 投資家・駐在員	Rビザ : 宗教活動家 (聖職者)
E-3ビザ : オーストラリア人就業者	Sビザ : 国際的テロリスト等の証人・情報提供者
Fビザ : 学生	Tビザ : 人身売買の被害者
Gビザ : 国際機関関係者 (外交)	Uビザ : 特定の犯罪の被害者
H-1B : 専門家 (特殊技能職)	V-1ビザ : 米国永住権者の配偶者
H-2A : 臨時・季節農業労働者	* (2000/12/21以前に永住権者の配偶者として 請願している場合のみ)
H-2B : 臨時・熟練・非熟練労働者	V-2ビザ : 米国永住権者の子供
Iビザ : 報道関係者	* (2000/12/21以前に永住権者の21歳未満の未婚 の子供として請願している場合のみ)
Jビザ : 交流訪問者	
K-1ビザ : 米国市民の婚約者	
K-3ビザ : 米国市民の配偶者	
Lビザ : 企業内転勤者 (管理職・専門職)	

(移民ビザ：永住権、グリーンカード)

1 配偶者(結婚)・家族
2 DV抽選永住権
3 米国の雇用先 (スポンサー) のサポート
4 自己の才能および能力 (世界的なレベル)
5 米国への投資 (EB-5)

短期出張・商用ビザ (B-1ビザ)

対象

- ・商談、打ち合わせ、会議出席、学会発表、展示会出展、講演者
- ・修理技術者、医学研修、ボランティア活動、競技
- ・米国法人設立の準備 など
(滞在期間：最大180日)

ビザの有効期限

1回の入国のみ～最大10年

(申請者の経歴や渡米目的に基づき、アメリカ大使館領事の自由裁量で決定される)

※ビザの有効期間と滞在期間は同じではありません。

米国入国時に米移民局の入国審査官が滞在期間を決定します。

その他

このビザで就労行為を行うことは出来ません。

短期観光ビザ (B-2ビザ)

対象

- ・短期観光を目的に渡米する旅行者
- ・友人や親族の訪問、治療、同窓会や社交、奉仕活動など娯楽や休養を目的とする渡航者
- ・ビザ免除プログラム(渡航認証)を利用できない渡航者 (ビザなしで渡米できない方)

ビザの有効期限

1回の入国のみ～最大10年

(申請者の経歴や渡米目的に基づき、アメリカ大使館領事の自由裁量で決定される)

※ビザの有効期間と滞在期間は同じではありません。

米国入国時に米移民局の入国審査官が滞在期間を決定します。

短期出張、観光ビザの現状

このビザは取得が容易だと誤解されがちですが、1986年より日本国籍者に対して90日以内の観光・出張であればビザが免除される「ビザ免除プログラム (Visa Waiver Program)」が適用されているため、B-1/B-2ビザを申請するには90日以上滞在しなければならない明確な理由が必要となり、決して取得の容易なビザという訳ではありません。

期間延長も不可能ではありませんが目的が明確でなければ困難です。米国内で収入を得ることができない上、就業および製作的作業行為も認められていません。しかし、これらの定義(商用、就業、作業かの区別)があいまいで、入国時の移民審査官によって判断されるため、このビザを取得していても入国拒否に遭う可能性が高いので入国時に注意が必要です。

よくある相談事例

- ・アメリカで入国拒否を受けたことがあり、ビザなし渡航 (ESTAを使用しての渡航) ができない。
- ・渡航認証が拒否となり、渡米のためにビザが必要となった。
- ・ビザ無し (渡航認証) にて頻繁に入出国を繰り返していたところ、「次回からビザを取得してくるように」という忠告を受けた。
- ・仕事の出張で米国に入国しようとしたが、就労の嫌疑で注意をうけた。
- ・米国法人設立準備のために、今後は頻繁な出入国が必要となる。
- ・一度Bビザを申請し却下を受けたので、再申請の可能性を知りたい。

学生ビザ（通常の学生ビザとはこのF-1ビザのことです）

対象

- ・大学院までの学生
- ・米国内の認定大学、私立高等学校、認可された英語プログラム（語学学校）などで学ぶ方

ビザの有効期限

1～5年（滞在期間は学業終了までの期間で、日付による期限はなし）

その他

- ・学生ビザ（Fビザ）での就労は不可ですが、学位を得られる学生に対しては卒業前後にトレーニングを前提とする、プラクティカル・トレーニング、通称 OPT（=Optional Practical Training）で1年間の就労が認められています。（ただし、延長は不可。取得学位が上がる場合は再度OPTの取得が可能です。）
- ・公立の学校の場合は制限があります。
- ・家族（配偶者および21歳未満の未婚の子供）に対しては、F-2ビザが申請出来ます。

専門学生ビザ（Mビザ）

対象

- ・学位を目的としない技術習得のための専門学校生または職業訓練生
- ・職業的な教育または研修を受けることを計画されている方

ビザの有効期限

一般的には短期間

その他

- ・ビザの更新やF-1ビザへの変更は困難です。
- ・家族（配偶者および21歳未満の未婚の子供）に対しては、F-2ビザが申請出来ます。

学生ビザの現状

日本人留学生は、1980年代から急増し一時期は約5万人もの学生が米国に滞在していると言われていましたが、2010年には約2万人に減少しています。

日本人留学生の減少理由としては、経済的な問題やビザ申請が厳しくなったことが挙げられます。以前ですと、一般的に学生ビザは米国ビザの中でも比較的容易に取得可能なビザで、個人もしくは申請代行業者等を通して申請を行い、簡単に取得ができました。

しかし、2003年2月15日以降SEVIS（Student and Exchange Visitor Information System）の導入により、I-20（留学生資格証明証）はSEVIS仕様になり、留学期間が終了または学校を卒業するまで移民局によりモニターされるようになりました。

また、当初は郵送でのビザ申請が可能でしたが、2004年7月からは13才以上の方は全て面接による申請となりました。

学生ビザの申請理由は個人様によって様々です。

- ・高校卒業後、米国の大学に進まれる方
- ・大学院への進学をお考えの方
- ・社会人経験を積み、MBAを学ばれる方
- ・語学学校への短期留学等、個々によって背景や経験、状況や目的が異なります。

したがって、簡単なビザ申請もあれば難しい申請もあるというのが現状です。

よくある相談事例

- ・子供の教育のために、親が学生ビザを申請（親子留学）したが却下を受けてしまった。
- ・社会人を経験した後、英語を学びたいため語学留学で学生ビザを申請したが却下。
- ・学生ビザの再申請をしたが、成績不振が理由で却下となり荷物もすべて残っているアメリカに戻れなくなってしまった。

学生ビザを申請される方は留学される目的を明確にし、慎重に書類を作成する必要があります。ビザ却下は今後の観光にも影響を及ぼす深刻な問題です。万が一、却下となりますとビザ無しでの入国に影響を及ぼすリスクがございますのでご注意ください。

交流訪問者ビザ（Jビザ）

対象：

- ・特別プログラムに認定された交換留学生～研究者まで多岐に渡る
- ・トレーニー、レジデントやインターンとして渡米する医学生
- ・客員教授として大学から招聘される学者、リサーチャー
- ・オペアなどで、国務省教育文化局により指定された交流プログラムに参加する方

ビザの有効期限：

種類やカテゴリーによります。（例：インターンの場合は1年、トレーニーは最大18ヵ月）。

その他：

- ・Jビザの所持者はプログラム開始日の30日前から米国に入国することができます。
 - ・プログラム終了後30日間は米国滞在を続けることができます。
 - ・家族（配偶者および21歳未満の未婚の子供）に対しては、J-2ビザが申請できます。
- *移民局からの労働許可を得れば就労が可能です。

交流訪問者ビザ（Jビザ）の情報

米国でスポンサーとなる企業、雇用先が見つかり、DS2019が発行されてもJビザ取得の保証にはなりません。Jビザ申請の際にはスポンサー情報だけでなく、申請者様の背景や専門性、語学力や家族の状況、今後の予定等も審査の重要なポイントとなります。ビザ認可は米国大使館領事の判断ですので、万全な状況で申請される事をお勧め致します。

よくある相談事例

- ・現在Jビザにて米国滞在中だが、Jビザの更新・延長が可能か知りたい
- ・米国に研修生として行く予定をしているが、Jビザ取得の可能性を確認したい。
- ・米国内で一度J-1ステータス延長の手続き済み。日本に帰国しなければいけないので、Jビザ再申請をする予定だが、取得ができるのか不安。
- ・スポンサーからDS2019を発行してもらいJビザ申請をしたが、却下されてしまった。

貿易駐在員ビザ (E-1ビザ)

対象：

- ・管理職、役員または企業の運営に不可欠な特殊技能職者
*管理職以外の一般従業員は対象外
- ・日本に親会社があり、50%以上の持ち株占有率の子会社（米国法人）が必要
- ・日米間において他の会社を通して取引を行う間接的取引ではなく、直接的な輸出入があり、全世界の取引高の51%以上が日米間の取引である場合
- ・米国と通商条約を締結した国の国民
- ・日本企業から申請を行う場合は、申請者は日本国籍保持者に限る
- ・現地従業員雇用（米国籍あるいは永住権保持者）

ビザの有効期限：

最長5年間（米国企業が存続する限り無期限にビザの延長が可能）

その他：

- ・家族（配偶者および21歳未満の未婚の子供）に対しては、E-1ビザが申請出来ます。
- ・Eビザの配偶者は就労許可申請ができます。移民局より就労許可を取得した場合、どこの会社でも就労することができます。

投資家、駐在員ビザ (E-2ビザ)

対象：

- ・管理職または役員あるいはその会社に必要不可欠な知識を持つ方
- ・日本に親会社となるべき会社は不要
- ・業種により異なるが、事業相当額の投資を行った持ち株占有率50%以上の米国法人が必要
- ・現地従業員雇用（米国籍あるいは永住権保持者）
- ・米国と通商条約を締結した国の国民
- ・日本企業から申請を行う場合は、申請者は日本国籍保持者に限る

ビザの有効期限：

最長5年間（事業が存続する限り再申請が可能）

その他：

・家族（配偶者および21歳未満の未婚の子供）に対しては、E-2ビザが申請出来ます。
Eビザの配偶者は就労許可申請ができます。移民局より就労許可を取得した場合、どこの会社でも就労することができます。

就労ビザの現状

現地法人の設立が完了し実際の運営が開始された時点で、初めてビザを申請する事ができます。その際にビザ却下となりますと現地での直接経営ができなくなるだけでなく、設立、または、M&Aに投じた先行投資の回収も困難になるため、ビザの可否は申請者にとって非常に重要なポイントです。

会社を設立することが目的であれば制約はございませんが、日本から駐在者の派遣を予定されている場合は、先ず現地法人の事業内容を移民法規定に満たすように計画しなければなりません。また、移民法は現地人雇用を促進させる会社を優先対象としているため、申請時の初期の段階で現地従業員の雇用なども重要です。

さらにEビザの場合、上記以外にも輸出入の実績あるいは投資額等を含む多くの移民法条件をクリア

する必要がありますので、事業に対して実際に投資を行う前にビザの可能性についても事前確認をされることをお勧めいたします。

よくある相談事例

- ・米国に現地法人を検討中だが、現在のビジネスプランでビザ取得が可能か確認したい。
- ・日本からアメリカの子会社へ社員を駐在させたいので、適切なビザの種類が知りたい。
- ・米国出張を繰り返していた社員が就労の疑いをかけられて入国拒否に遭ってしまった。
- ・駐在している社員のEビザ更新を申請したが却下されてしまって困っている。
- ・過去に社員の就労ビザが却下された経験があり、今後は却下を回避した申請を行いたい。

企業内転勤ビザ（Lビザ）

対象：

- ・米国内の親会社、支社、系列会社、子会社へ一時的に転勤する多国籍企業の従業員
- ・管理職または役員である、もしくは専門知識を持つもの
- ・ビザを申請する直前の3年以内に最低1年以上、米国外で経営管理者・管理職または特殊技能職として勤務した社員
- ・日米企業または多国籍企業（50%以上の持ち株占有率の米国法人が必要）

ビザの有効期限：

最初の認可期間は1年ないし3年

*L-1Aビザ（経営管理者および管理職）は、通算7年まで、L-1Bビザ（特殊技能職）は、通算5年まで延長可能

その他：

- ・家族（配偶者および21歳未満の未婚の子供）に対しては、L-2ビザが申請出来ます。
- 配偶者ビザ（L-2）取得後に移民局より就労許可を取得した場合、どこの会社でも就労することができます。
- ・最長ビザ取得期間を超えた場合の再申請は、最低1年間米国外に滞在した後可能
 - ・Lビザは、Eビザか永住権（グリーンカード）に変更することも可能です（各ビザの規定を満たしていることが前提）。
- 特にL-1Aビザから永住権へのビザ変更は優先就業者と見なされ他のビザに比べ容易です。
- 米国滞在1年以上で、L-1Aビザから移民ビザ（永住権）に家族全員が移行できる資格を持ちます。
- ・申請されたビザは就業開始許可日の10日前からのみ米国に入国可能です。
 - ・ブランクセットL-1ビザ：多数の駐在員のためのビザが必要な会社は、USCISにBlanket Petition（包括請願書）を申請することもできます。役員、管理職、専門職として働く方が対象。

企業内転勤ビザの現状

1. 国際的大企業の場合は規模と実績が立証しやすいため比較的容易に取得可能ですが、米国での実績が余りない社員数10人以下の中小企業においては、その企業に関するかなりの書類を提示しなければならず、取得は容易ではありません。事業が小規模であればあるほど難易度が高くなります。Lビザ取得を目的に、日本法人を親会社として米国法人を設立した場合、日本法人は引き続き存続させなければなりません。

2. このビザの発給対象は管理職または特殊技能職に限られています。このビザの発給ポリシーは現地雇用者に駐在期間中に仕事または技術を教え、仕事を任せた上で帰国することにあるため、駐在の期限が定められているのです。

3. このビザは重役も対象にしていますが、駐在期限等の制約があるため、重役の場合は期限については有利なEビザを取得した方が得策と思われます。主にこのL-1ビザは中間～上級管理職を対象に発給されるビザです。
4. またこのビザは個人申請ができず、事業（個人事業でも良い）および企業がスポンサーとなり、移民局に請願を行わなければならない、その認可を得た上で在日米国大使館または領事館に個人が申請することになります。移民局に請願書を提出して承認を得ても、米国大使館での申請時に拒否されることも少なくありません。
5. 米国内の法律事務所にこのビザ取得を依頼する場合、その多くは移民局への請願書の提出までで、米国大使館に申請する業務まで含んでいません。依頼する場合にはこの点を最初に確認する必要があります。また、弁護士の手続き費用は書類の量と時間により積算されることが多いので、申請を行う企業が米国での実績があるか、大規模企業、小規模企業かによって費用にかなりの差が出てきます。

よくある相談事例

- ・社員にLビザを取得させたいので、申請前に事前の確認をしたい。
- ・米国移民局あるいは大使館で却下された。再申請が可能か知りたい。
- ・アメリカに事業進出を検討している。数名社員を送りたいので適切なビザの種類を教えてください。
- ・駐在している社員のLビザ更新を申請したが却下されてしまって困っている。
- ・過去に社員の就労ビザが却下された経験があり、今後は却下を回避した申請を行いたい。

特殊技能職ビザ（H-1Bビザ）

対象：

- ・米国企業で専門的な職業に携わる方
 - ・職務が求める特定分野での学士号またはそれ以上の学位をお持ちの方
- 上記に該当しない場合：完全に職種と合致し、その分野で6年以上の職歴が必要（学歴経験評価査定が必要になります）

ビザの有効期限：

最初の認可期間は3年

*延長が可能な場合は最長6年、その後の再申請は、1年以上米国外に滞在後に可能

その他：

- ・家族（配偶者および21歳未満の未婚の子供）に対しては、H-4ビザが申請出来ます。
 - ・H-4ビザでは米国内での就労は不可、就労を希望する場合は適切な就労ビザが必要です。
 - ・H-4ビザでの就学は可能です。
 - ・年間の請願の発給枠が決められているため、手続きのタイミングには注意が必要です。
- *発給枠は65,000件、米国の大学院を卒業した方は別枠で20,000件

よくある相談事例

- ・OPTで働いている雇用先がビザ申請のサポートをしてくれるが、取得の可能性を確認したい。
- ・Hビザの申請をする際、いつ頃から準備を始めるべきかアドバイスがほしい
- ・米国移民局でHビザ請願の却下を受けてしまった。就労ビザの再申請が可能か知りたい。
- ・日本からアメリカの子会社へ社員を駐在させたいので、適切なビザの種類が知りたい。

婚約者（フィアンセ）ビザ（K-1ビザ）

対象：

- ・米国籍者（市民権取得者）と米国で結婚を予定している方
- ・米国で結婚後引き続き永住を希望する方

ビザの有効期限：

通常6ヶ月

* 婚約者ビザを所持して米国に入国した日から90日以内に結婚し、移民局で永住権申請を行う必要があります。

その他：

- ・米国籍婚約者（請願者）が米国移民局（USCIS）へ請願書を提出する必要があります。
- ・すでに米国外で結婚し、永住のために渡米する場合は配偶者ビザと永住権が必要です
- ・日本国内での大使館面接は東京・那覇のいずれかのみです。

配偶者ビザ（K-3ビザ）

対象：

- ・米国籍者（市民権取得者）と既に結婚しており、永住権を申請される方

その他：

- ・米国籍婚約者（請願者）が米国移民局（USCIS）へ請願書を提出する必要があります。
- ・日本国内での大使館面接は東京・那覇のいずれかのみです
- ・K-3ビザにて米国入国後、移民局にて永住権申請が必要です。

Kビザの情報

（ご注意）ビザ取得後に結婚されるケースはK-1ビザ、既に結婚し、長期米国外で待機しなければならないようなケースはK-3ビザです。

K-1ビザ

簡単そうなビザと解釈されがちですが、永住権の取得同様で時間もかかる上、申請は煩雑で手間の掛かるビザです（永住権の申請と同様です）。また、面倒だと思い、合法的な手続きを行わずに「米国に渡ってから何とかなるであろう」という気持ちで行動されますと取り返しのつかない状況が発生する危険性があります。手間のかかる申請手続きですが、正当な手続きでK-1ビザ申請を行うことで、後々永住権を申請する際のトラブル回避ができます。

また、1986年に制定された移民結婚詐欺改正法では、すべての非移民ビザ申請者は「実は米国に永住したいという意志を持っている者である」と仮定しています。従いまして、USCIS（旧INS）および米国領事はビザの申請を審査する際、ビザ申請者は実は米国に永住したいという意志を持ちながら移民ビザの申請が困難であるため本来の意図を偽り、ビザを申請していると仮定しています。

K-1ビザに関しても同様で、米国に永住したいという意志を持っているために移住を目的として偽装結婚するために申請をしているとの前提で審査をしているようです。そのことによりK-1フィアンセビザを取得し結婚後は2年間の期限付きグリーンカードが発給され、2年後に恒久的な結婚であることを確認した上で初めて条件無しの正規のグリーンカードを取得することが可能となります。

よって、米国移民局はこのような否定的な観点から申請者に対応しているため、ビザの申請は慎重に、また万全の準備が必要となります。

K-3ビザ

米国市民と既に結婚しており、米国国外（日本）で移民申請の認可を待っている配偶者と21才未満の未婚の子供に対して2000年12月21日LIFE Actにより権利が拡大されました。ただし、不法滞在をしている場合は適用されません。

よくある相談事例

- ・フィアンセビザの申請をしたいのですが、スポンサーとなる婚約者の財政面が心配。
- ・Kビザの申請は複雑と聞いたので確実に取得できるよう専門家のサポートを希望している。
- ・自分たちでKビザの申請を始めたが、追加書類を求められてどうすれば良いか困っている。
- ・過去にトラブル（入国拒否、不法滞在、逮捕歴等）があるので、結婚ビザに影響があるか確認したい。

報道関係者ビザ（Iビザ）

対象：

- ・ジャーナリストや新聞、ラジオ、テレビ等の派遣記者やメディア関係者
- ・レポーター、映画製作班、エディター、製作・企画会社の社員、契約のあるフリーランスのジャーナリスト、および撮影クルー
- ・外国報道機関の代表

※但し、上記の活動内容は報道性があり、最近の出来事の取材、報道に関連したものである必要があります。

ビザの有効期限：

最大5年（業務が継続する限りビザの延長可能。滞在期間は業務が終了するまでの期間、日付による期限なし）

その他：

- ・米国内で取材活動を行い、収入を得ることが可能ですが、収入はあくまでも日本の派遣元から得なくてはならず、米国を源泉とする収入を得る事はできません。
- ・家族（配偶者および21歳未満の未婚の子供）は家族ビザが申請できます。
- ・家族ビザでは米国内での就労は不可、就労を希望する場合は適切な就労ビザが必要です。
- ・家族ビザでの就学は可能です。

報道関係者ビザの情報

報道関係者であってもテレビのカメラマンやグラフィックデザイナー等の技術関係者は対象とはなりません。娯楽や営利本位の目的とした撮影はできず、情報の収集などドキュメンタリー性が強い、また教育的なものでなくてはなりません。

報道機関もしくはジャーナリストとしての職に就きながら外国報道機関の代表として米国への入国を希望する場合、報道関係者ビザを取得しなければなりません。ビザ免除プログラム（渡航認証）や観光ビザ（Bビザ）で渡米することもできませんのでご注意ください。

よくある相談事例

- ・社員にIビザを取得させたいので、申請前に事前の確認をしたい。
 - ・過去に社員のビザが却下された経験があり、今後は却下を回避した申請を行いたい。
 - ・米国入国の際にビザなし（渡航認証）にてカメラ等を持ち込もうとして注意をうけた。
- Iビザ取得が必要か知りたい

卓越能力者ビザ（O-1ビザ）

対象：

- ・科学、芸術、教育、ビジネス、スポーツの分野で卓越した能力を持っている方
- ・映画やTVにおいて卓越した業績を上げた方

ビザの有効期限：

米国で予定している仕事内容によって異なるが、最大で3年間。
その後、1年単位での滞在延長の申請が可能です。

その他：

- ・家族（配偶者および21歳未満の未婚の子供）は、O-3ビザが申請出来ます。
- ・アメリカの雇用スポンサーの協力が必要となります。
- ・ビザ申請は雇用開始の90日前から可能。
- ・米国入国は就業開始の10日前からのみ可能。

同行者ビザ（O-2ビザ）

対象：

- ・特定のイベントの遂行に必要不可欠であり、米国に存在しない技能・経験のある方
- ・O-1ビザ取得者に同行する方

ビザの有効期限：

米国で予定している仕事内容によって異なるが、最大で3年間。
その後、1年単位での滞在延長の申請が可能です。

その他：

- ・家族（配偶者および21歳未満の未婚の子供）は、O-3ビザが申請出来ます。
- ・アメリカの雇用スポンサーの協力が必要となります。
- ・ビザ申請は雇用開始の90日前から可能。
- ・米国入国は就業開始の10日前からのみ可能。

Oビザに関する情報

O-1ビザは、例えば、アーティストが全米ツアーを行う場合や有名な科学者がアメリカでリサーチに参加する場合、俳優や作家がハリウッドの映画製作に参加する場合、野球選手が大リーグでプレーする場合などに使われます。Oビザの卓越した能力とは、その分野において、ノーベル賞のような国際的に認知度の高い賞を受賞している等、「国際的なレベルで活躍されている方」が対象となります。

O-1ビザに該当する場合、手続きは先ず米国企業がスポンサーとなり、米国移民局に請願書を提出します。移民局の審査は通常60-90日ですが、Premium Processing Service（追加政府費用必要）を使用すると15日以内で結果がでます。請願が認可され次第、申請者は在日米国大使館／領事館の面接予約をとり、申請書類と内容に不備がなければ、通常大使館での面接から、およそ1-2週間でビザが発給されます。

よくある相談事例

- ・自分の経歴や実績がOビザ申請の規定に満たしているか確認したい。
- ・雇用先がビザ申請のサポートをしてくれるが、取得の可能性を確認したい。
- ・米国移民局あるいは大使館でビザ申請を却下された。再申請が可能か知りたい。
- ・社員のOビザ更新を申請したが却下されてしまって困っている。

スポーツ選手・芸能ビザ (P-1)

対象：

- ・国際的レベルのスポーツ競技で、個人あるいはチームの一員として特定の競技に出る方
- ・国際的に卓越した実力のあるエンターテインメントグループの一員としてイベントに出る方

ビザの有効期限：

滞在に必要な期限のみとなることが多い。

その他：

- ・家族（配偶者および21歳未満の未婚の子供）は、P-4ビザが申請出来ます。
- ・ビザ申請は雇用開始の90日前から可能。
- ・米国入国は就業開始の10日前からのみ可能。

交換制度上の芸術家・芸能ビザ (P-2)

対象：

・個人あるいはグループの一員として、米国との交換プログラムにより短期交流または芸能活動のために渡米する芸術家または芸能人（アーティストやエンターテナー）

ビザの有効期限：

滞在に必要な期限のみとなることが多い。

その他：

- ・家族（配偶者および21歳未満の未婚の子供）は、P-4ビザが申請出来ます。
- ・ビザ申請は雇用開始の90日前から可能。
- ・米国入国は就業開始の10日前からのみ可能。

文化的芸術家・芸能ビザ (P-3)

対象：

・個人またはグループの一員として、文化的に独自のプログラムへの出演や指導を行う芸術家または芸能人（アーティストやエンターテナー）

ビザの有効期限：

滞在に必要な期限のみとなることが多い。

その他：

- ・家族（配偶者および21歳未満の未婚の子供）は、P-4ビザが申請出来ます。
- ・ビザ申請は雇用開始の90日前から可能。
- ・米国入国は就業開始の10日前からのみ可能。

Pビザの情報

Pビザ申請の第一段階として米国移民局（USCIS）へ請願を行い、その請願が認可される必要があります。米国大使館での面接時に、領事が国務省の請願書情報管理システム（PIMS）で請願許可を確認します。ただし、米国移民局（USCIS）での請願の許可が必ずしもアメリカビザ取得を保証するものではないのでご注意ください。

よくある相談事例

- ・アメリカのプロスポーツチームに入団することになり、より確実にビザを取得したい
- ・雇用先がビザ申請のサポートをしてくれるが、取得の可能性を確認したい。
- ・Pビザの申請をする際、いつ頃から準備を始めるべきかアドバイスがほしい。
- ・米国移民局あるいは大使館でビザ申請を却下された。再申請が可能か知りたい。

国際文化交流ビザ（Q）

対象：

自国の歴史、文化、伝統を普及する為に「国際的文化交流プログラム」に参加する方

ビザの有効期限：

最長15カ月

その他：

- ・通常家族用のQビザというものはございません。
- ・プログラムの主催者が請願書を提出し、米国移民局（USCIS）の許可を得る必要があります。
- ・Qビザの延長を希望する場合、アメリカ国外で1年以上滞在後に再申請が可能です。

国際文化交流ビザの情報

Qビザ申請の第一段階として米国移民局（USCIS）へ請願を行い、その請願が認可される必要があります。したがって、Qビザ取得には「国際文化交流プログラムの主催者であるスポンサー」と「ビザ申請者」双方が米国移民局（USCIS）の定める細かい条件を全て満たす必要があります。米国移民局（USCIS）での請願の許可が必ずしもアメリカビザ取得を保証するものではないのでご注意ください。

よくある相談事例

- ・文化交流プログラムに参加予定だが、適切なビザの種類を教えてください
- ・米国移民局あるいは大使館で却下された。再申請が可能か知りたい。
- ・ビザの申請前に取得の可能性について事前の確認をしたい。

宗教活動家ビザ (R)

対象：

米国で正規の非営利宗教組織として認められた宗教団体の一員（申請直前の2年間）の方で、下記に該当する場合：

- 宗教関係者
- 団体の要請により宗教的職務につく方
- 宗教的礼拝を行うことを公認された人

ビザの有効期限：

最長5年

その他：

- ・ 家族（配偶者および21歳未満の未婚の子供）は、家族ビザが申請出来ます。
- ・ 雇用主は請願書を提出し、米国移民局（USCIS）の許可を得る必要があります。（雇用開始予定日の6か月以内）
- ・ 一度Rビザで米国に5年間滞在した場合は、アメリカ国外で滞在後に再申請が可能です。
- ・ 宗教活動以外の職業につかなくとも生活できる十分な資金が必要です。

宗教活動家ビザの情報

聖職者あるいは専門職であるなしに関わらず、宗教団体または外郭団体の要請により宗教的職務につく場合はRビザ（宗教活動家ビザ）の資格を得ることができます。

よくある相談事例

- ・ 現地の宗教団体がサポートしてくれるが、宗教ビザ（Rビザ）取得の可能性を確認したい。
- ・ Rビザ申請をしたいが、受け入れ先に経験がなく進め方が分からないのでアドバイスがほしい。

サポートサービス

当事務所ではお客様のご要望、目的に合わせサービスを提供できるように
2ステップシステムを採用しております。

ビザ・永住権の取得をご希望の場合はご相談ください。

ステップ1 (ビザ・永住権相談)にて承っております。



ビザ・永住権相談について

弁護士がご状況を総合的に分析し、アメリカビザ・永住権取得や入国に関する個別の課題や可能性を明確にした上で、取得可能性の高いビザの種類ごとの提案や申請における注意点などをアドバイス致します。

また、ビザを取得せずにアメリカに入国できるかどうか【ビザ無し（渡航認証）に関するご相談】についても対応致します。

本相談の後、「弁護士申請サポート」に進まれる、あるいはご自身でビザ申請されることも可能です。

ビザ申請の却下や入国のトラブルは、将来のビザ申請・米国滞在の可能性に影響を及ぼす深刻な問題です。

弁護士のサポートを経てビザ取得の可能性を高めること、申請却下や入国拒否の危険を回避することは、渡米を真剣にお考えの全ての皆様にとって有益なサポートとなります。

ご相談後、申請サポートをご利用の方々には、ご相談基本費用の全額を返金させて頂いております。

ご相談は、実質無料でサポートさせて頂くこととなります。

ご相談が申請前に必要不可欠であり、ビザ・永住権取得の可能性を引き上げ、効率的かつ迅速な取得への第一歩であるとの当事務所の考えをご理解頂ければと存じます。

ビザ・永住権相談サービスの流れ

ステップ1 ビザ・永住権相談(1~5)

① サービス申込み
ビザ・永住権相談料支払

- お電話(03-6416-5662、平日 9:00 ~ 18:00)または**申込みフォーム**にてサービスをお申込みください。
- **ビザ・永住権相談の費用**をお支払いください(振込またはクレジットカード)。

② 書類一式を送付

- **相談料**のお支払い確認後、分析質問書を含む書類一式をあなた様へお届けします。
(メールまたは郵送)

③ 質問書に記入・返送

- 質問書にご記入し(手書きまたはエクセル文書への入力)、当事務所へご返送ください(メールまたは郵送)。
- 質問書は、弁護士があなた様のご希望(ビザ取得など)やご状況を把握するためのものです。

④ 診断開始

- 質問書およびその他の必要書類が揃った時点で、弁護士が分析および診断をいたします。
- 質問書をご返送いただいてから結果の報告までの期間は、通常 7~9 営業日です。
大至急のオプションをお選びの場合は、3~5 営業日となります。

⑤ 面談
(結果報告・カウンセリング)

- ビザ・永住権相談の結果は、当事務所が日本語で報告いたします。報告の際は、当事務所でのご面談、お電話のいずれかをお選びいただけます。
- ご相談内容に基づき、ビザ申請の方針および費用を提案させていただきます。

結果報告・ご提案

- 提案にご了承いただけた場合は、弁護士申請サポートの費用をお支払いいただき、ステップ 2 に進みます。
- 現時点でのビザ取得は困難であると診断された方は、相談時のアドバイスを参考に障害を解消された後にステップ 2 にお進みいただけます。
- 提案にご了承いただけない場合は、ビザ申請手続きに進まずに終了することが可能です。
— もちろん、ご相談の結果を参考に、ご自分でビザを申請されることも可能です。

ステップ2 ビザ申請 (6~11)

ビザ申請、許可請願、免責手続きなどを行います。内容はクライアント様のご要望・ご状況によって異なりますが、以下は一般的なビザ申請の例です。



ビザ・永住権相談（法律相談） 基本費用

ご相談内容	費用（税抜）
ビザ取得・入国の可能性	
ビザの可能性（一般） ご自分に最も適したビザの種類を模索中の方 ビザ取得の可能性の確認、または可能性を高めるためのアドバイスをご希望の方	40,000 円
ビザの可能性（渡航認証の拒否） 渡航認証を拒否され、ビザ取得の可能性を確認されたい方	39,000 円
ビザなし入国の可能性（入国拒否の回避） 問題なくアメリカに入国できるかを確認されたい方 過去に入国審査で厳しい対応を受けた方（入国審査官に別室に呼ばれた、詳細な質問をされたなど）	39,000 円
セカンドオピニオン 既に弁護士、専門家等からサポートを受けている方で、セカンドオピニオンをお求めの方	40,000 円
非移民ビザ	
B ビザ （出張・商用、観光等）	39,000 円
E ビザ （投資家、駐在員） L ビザ （同系企業内転勤者）	40,000 円
F ビザ （学生） M ビザ （専門学生）	39,000 円
H ビザ （就労）	30,000 円
J ビザ （交換留学生、大学等での研究者、研修生等プログラム参加者）	30,000 円
K-1 ビザ （米国籍の方の婚約者）	38,000 円
I ビザ （報道家）	39,000 円
O ビザ （卓越能力者） P ビザ （スポーツ選手、芸術関係者）	40,000 円
R ビザ （宗教家）	40,000 円
その他の非移民ビザ	40,000 円

移民ビザ	
永住権の可能性 5つある永住権申請方法の中にご自身が該当される取得方法があるかを確認されたい方	50,000 円
結婚・家族スポンサーによる永住権 ご家族（配偶者、子供、兄弟姉妹など）を通して永住権を取得されたい方	38,000 円
EB-5 投資永住権プログラムによる永住権 米国への投資によって永住権を取得されたい方	20,000 円
才能・能力による永住権（スペシャリスト） ご自身の卓越した能力によって永住権を取得されたい方	50,000 円
企業スポンサーによる永住権 米国企業のサポートを得て永住権を取得されたい方	40,000 円
DV 抽選永住権 当選者 DV 抽選永住権プログラムに当選された方	10,000 円
Reentry Permit（再入国許可書）、永住権更新 永住権を有しており、再入国許可証が必要な方または永住権更新が必要な方	20,000 円
法人設立	
法人設立（駐在ビザの分析を含む） 日本から駐在員を派遣できるように、米国移民法の規定を満たす形で現地法人を設立されたい方	40,000 円

● オプション・ビザトラブル追加費用

オプション・ビザトラブル項目	費用（税抜）
オプション	
大至急サービス 結果の期間を通常 7～9 営業日のところ、3～5 営業日に短縮いたします。	10,000 円
ビザトラブル追加費用	
ビザ申請却下 ビザ申請を却下（ビザ発給拒否）されたことがある方	10,000 円
入国拒否、強制送還、不法滞在、不法就労 アメリカへの入国を拒否されたことがある方 米国移民局によってアメリカから強制的に出国させられたことがある方 アメリカ滞在を許可された期間や活動範囲を超えて不法に滞在を続けたことがある方 許可なく米国内で働いたことがある方	10,000 円
逮捕歴・犯罪歴 逮捕の時期や国・場所、不起訴・起訴、無罪・有罪であったかにかかわらず、一度でも逮捕されたことがある方 交通違反・事故での逮捕や、交通違反・事故で有罪判決を受けたことがある方（米国で飲酒運転（DUI）で取り締まられたことがあるなど）	10,000 円

ビザ・永住権相談お申込みの際には、以下の事項をご了承ください。

1. ビザ・永住権相談はビザ取得を保障するものではありません。
ビザ取得の可能性を診断し、アドバイスをを行います。
(ただし、申請手続き方法についての具体的なアドバイスは含まれません。)
2. 質問書をご返送いただいてから相談結果の報告までの期間は通常7～9営業日です。
大至急のオプションをご利用の場合は、3～5営業日となります。
3. 費用には面談費用も含まれております。遠方の方にはお電話での報告も可能です。
4. 費用にはビザ申請費用は含まれません。
5. ご相談の結果は、ご希望に添わない否定的な結果の場合もございます。
6. ご相談の結果により、その時点では**弁護士申請サポート(ステップ2)**のご依頼をお引き受けできない場合もございます。
7. キャンセルの際は必ずお電話にてご連絡願います。(03-6416-5662、平日9:00～18:00)
当事務所よりご相談用質問書を受領した後にキャンセルの場合は、受領後1週間以内にご連絡ください。郵送物が未開封・未記入の場合に限り、サービス費用の90%を返金いたします。
メールにて質問書を受領された方は、メール発送時から48時間以内にご連絡下さい。
返金は質問書をご返送後の翌月末となりますことをご了承ください。
キャンセルの際は振込先銀行名、支店名および口座番号をお知らせ願います。
振込手数料はご負担いただきます。

お支払方法

クレジットカードまたは銀行振込で承ります。

(お支払いの前に、お申込みを行ってください。下記参照)

銀行振込み

お振込先： 三井住友銀行 恵比寿支店 普通

口座番号 8964730

口座名義 ベン) イデアパートナーズハウリツジムシヨ

振込人名にはご自身のお名前をご記入ください。

当事務所の名前でお振込みになるミスが多発しておりますので、ご注意ください。

お振込み手数料はお申込者様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

クレジットカード

・JCB、VISA、DC、MASTER、AMEXをご利用いただけます。1回払いのみ承ります。

・お電話にてカード情報をお伝えください。

(03-6416-5662、平日9:00～18:00)

お問い合わせ・お申込み

お問い合わせ・お申込みはお電話またはインターネットにて承ります。
無料相談も行っております。ご不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください

<http://www.usavisa.jp/>

JR 恵比寿駅西口、日比谷線恵比寿駅から徒歩 3 分

